

寒川町告示第12号

寒川町自転車等の放置防止に関する条例（平成25年寒川町条例第26号）第14条第1項の規定により、移動した自転車等の措置について次のとおり告示します。

平成29年2月3日

寒川町長 木村俊雄

1 移動理由

寒川町自転車等の放置防止に関する条例第11条第2項又は第12条第2項の規定により、自転車等を移動し、保管しています。

2 移動年月日

平成28年12月1日から平成28年12月28日

3 保管場所の名称及び位置

寒川町放置自転車等保管場所

寒川町宮山33番地2

4 保管期間

告示の日から起算して2箇月間

5 引取り方法

(1) 移動した自転車等は、町民部協働文化推進課で手続きをした後、保管場所で引取ることができます。

(2) 引取りができる日時

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。）の午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 自転車等の鍵その他利用者等であることを明らかにするものを提示してください。

(4) 印鑑を持参してください。

(5) 引取り料金

自転車 1台につき2,000円

原動機付自転車 1台につき4,000円

6 保管期間経過後の自転車等の措置

移動した自転車等は、保管期間が経過し、引取りのない場合は、処分します。

7 問合せ先

寒川町町民部協働文化推進課

電話（74）1111 内線225